

くにながみ 第135号

2015(平成27年) 3 月

平成27年国頭村産業まつり



平成 26 年12月末現在		(人・戸)	平成 27 年 1月末現在		(人・戸)
世帯数:	2, 411	出 生:	3	世帯数:	2, 411
総人口:	5, 040	死 亡:	8	総人口:	5, 040
男:	2, 548	転 入:	17	男:	2, 553
女:	2, 492	転 出:	13	女:	2, 487



※国頭村の公式ロゴマークです。

2

【質問】●国立公園に指定されると、どういう効果があるのですか？

【回答】○国立公園に指定されることにより、自然環境保全の重要な区域が明確になり、地域の保護と開発や利用のバランスがはかられます。

○その上で、重要な地域が国立公園の規制によって保全され、これらの地域の適正に利用する必要な取り組み（施設整備・利用の仕組みづくり・保全活動等）が推進されます。

○また、日本を代表する自然公園として国内・海外にも紹介され、知名度の向上や観光振興に寄与することも考えられます。

【質問】●世界遺産とはなんですか？

【回答】○世界遺産とは、人類の宝物として未来の世に引き継いでいくべき価値のある文化財や遺跡、自然環境など、人類全体の遺産になります。世界遺産には文化遺産・自然遺産・複合遺産の3種類があります。

○現在、日本の世界自然遺産は、北海道の東の端にあるオホーツク海に面した知床半島と、その沿岸海域。青森県の南西部から秋田県北西部にかけた白神山地。鹿児島県の南の海上に位置する屋久島。東京都に属する南南東約 1,000km の太平洋上にある小笠原諸島の4箇所があります。これらの地域には特異な自然美や生態系が認められ、国際的な希少種や固有種の動植物が生育・生息しています。

【質問】●国頭村では、全ての地域が世界自然遺産に登録されるのですか？

【回答】○世界自然遺産として推薦される場所は、固有・希少な動植物の生息地、生育地で、国立公園の厳しい規制により保全される「特別保護地区」「第1種特別地域」になります。このため、国立公園指定地の全域が世界自然遺産になるわけではありません。

【質問】●国頭村(やんばる3村)の何が世界自然遺産に登録できるほど素晴らしいのですか？

【回答】○世界自然遺産の候補地「奄美・琉球」は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の4地域で構成されます。奄美大島～西表までの島々の優れた自然形態などを比較した場合、沖縄島の北部は、他の島よりも固有種（その地域にしか生息・生育・繁殖しない生物）や絶滅危惧種（現在生存している数が減少、絶滅のおそれが高くて高い野生生物）の数が多く、候補地として特に重要な場所の一つであるといわれています。

○「やんばる」の代表的な生き物は、ケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、リュウキュウヤマガメ、オキナワイシカワガエルなどで、評価されたのは、大陸から離れて今の姿になった沖縄本島の成り立ちの中で、既に大陸では絶滅してしまった生き物が生き残っていたり、生き物が独自の進化で固有種になっているといった点です。つまり、貴重な動植物の生息地生育地として非常に重要な地域であるということです。

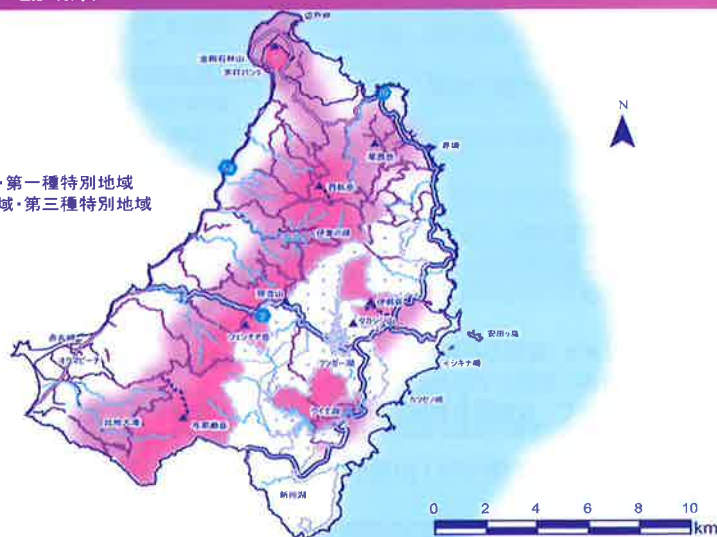
【質問】●世界自然遺産に登録されるとどんな効果があるのですか？

【回答】○一般的に世界自然遺産に登録されれば、国内的にも国際的にも知名度は上がります。この知名度の向上をうまく活かすことができれば、観光地としてのイメージアップや、農林産物のブランド化、交流人口や居住者人口への好影響などが効果として考えられます。

○また、自分の住む地域が人類共通の宝として認められることによる誇りや地域を大事にする心の醸成や、地域を改めて見つめ直し、地域の将来を考える大きなきっかけとしての効果が考えられます。ただし、これらは世界遺産になれば必ず得られるわけではなく、従来から地域の努力があって得られるものと思われます。

検討中の国立公園の区域案

- 凡例
公園区域案
■ 特別保護地区・第1種特別地域
■ 第2種特別地域・第3種特別地域
■ 普通地域
□ 返還予定地
□ 北部訓練場



この区域案は、村や地元の方々の意見を聞きながら、調整していきたいと考えている案です。
特別保護地区・第1種特別地域（中央林山部分「西銘岳～与那覇岳～玉辻山」の連続した山地）
第2種・第3種特別地域（中央山林部分から下った地域）
普通地域（主に海域）

「子ども・子育て支援新制度がスタートします」

平成27年4月より幼稚園・保育所を利用する場合の手続きがこれまでと少し変わります。

幼児期の学校教育や保育・地域の子どもの支援の量の拡充や質の向上をすすめていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートします。

この新制度では、子育てをめぐる様々な課題を解決するために、色々な取り組みを進めていきます。特に、幼稚園と保育所の取り組みを関連して進められることがひとつのポイントで、幼稚園・保育所を利用する場合の手続きがこれまでとは少し変わってきます。



1. 入所手続きが「認定」に変わります。

手続きがこれまでと大きく変わるものではありませんが、幼稚園・保育所の利用を希望する保護者の方に、利用するための認定を受けて頂きます。

利用施設	認 定	内 容	担当課
公立幼稚園を利用	1号認定	お子さんが3歳以上で、教育を希望される場合	教育課
保育所を利用希望	2号認定	お子さんが3歳以上で、「保育に必要な事由」に該当し、保育所で保育を希望される場合	福祉課
保育所を利用希望	3号認定	お子さんが3歳未満で、「保育に必要な事由」に該当し、保育所で保育を希望される場合	福祉課

※ 国頭村においては、従来通り幼稚園は2年保育とします。今後、新施設の整備が整い次第、3年保育を検討していきます。保護者のみなさまのご理解よろしくお願いします。

2. 幼稚園を利用する場合

●幼稚園での預かり保育が始まります。

・預かり保育料

月額5,000円・日額250円・1日延長200円
別途おやつ代1日200円

・預かり保育時間

平 日 13:00～18:15(延長時間18:15～19:15)
土曜日 7:15～17:15

【春休み・夏休み・冬休み】

月～金曜日 7:15～18:15(延長時間18:15～19:15)
土曜日 7:15～17:15

3. 保育所を利用する場合

●保育の必要とする事由(保護者が次のいずれかに該当することが必要です。)

- ☐就労
- ☐妊娠、出産
- ☐保護者の疾病、障害
- ☐同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ☐災害復旧
- ☐求職活動
- ☐就学
- ☐虐待やDVの恐れがあること
- ☐育児休業取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること
- ☐その他、市町村が認める場合

●保育所の利用時間が変わります(保育の必要量)

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。保護者の就労時間によって、保育所を利用する時間が変わってきます。

- a. 「保育標準時間」利用：両親の就労時間が月120時間以上(利用時間11時間)
- b. 「保育短時間」利用：両親またはいずれかの就労時間が月64時間以上120時間未満(利用時間8時間)

4. 放課後児童クラブを利用する場合

●対象年齢が小学校6年生までになります。

施設名：くにがみ学童クラブ

利用対象者：小学校1年生～小学校6年生

利用時間：月～金曜日 午後1時～午後6時(延長午後7時まで)
土曜日 午前8時～午後2時(延長午後5時まで)

【夏休み・春休み・冬休み】

月～金曜日 午前8時～午後6時(延長午後7時まで)
土曜日 午前8時～午後2時(延長午後5時まで)

平成27年度学童利用希望の方は3月末までに問い合わせ下さい
問い合わせ先：電話41-5500

5. その他の子育て支援について

・妊婦健康診査事業

公費負担で妊婦健診が14回受けることができます

・乳幼児全戸訪問事業

出生後4ヶ月までに保健師が訪問します。

・延長保育事業

奥間保育所・辺土名保育所で午後6時15分～午後7時15分まで延長保育を実施します。
延長利用料 月額 3,000円 日額 300円

・ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を預かる事業です。(北部9町村広域で実施)

名称：やんばる町村ファミリー・サポート・センター

利用料金：1時間 600円

電話：43-0232

・地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

平成27年4月末日予定

子育て中の親子が交流を行い、子育てについての相談や、情報の提供を行う事業です。

場所：くにがみ学童クラブ

利用時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後2時

利用料金：無料

【問い合わせ先】

幼稚園に関すること：国頭村教育委員会 TEL 41-2255
保育所に関すること：国頭村役場 福祉課 TEL 41-2765

あなたも農家民泊を はじめてみませんか



国頭村では、民泊受入世帯を募集しています。
「民泊」とは、ホームステイと同じイメージで、一般家庭に宿泊し、
日常生活(農業・自然・文化体験等)を子供たちと共に体験し、
学んでいただくプログラムです。

多くの皆さまのご応募をお待ちしていま～す

みなさんのご家庭で、子供たちとのふれあいを通
して、生徒さん一人一人の心に残る思い出づくりの
お手伝いをしてみませんか？
詳しくは下記事務局までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

合同会社 結 くにがみ
国頭村観光物産センターゆいゆい国頭内(国頭村観光案内所)
TEL: 41-2537 FAX: 50-1952
E-mail: nakamoto-m@yui-kunigami.com
ブログ: くにがみ村 de 民泊 <http://kunigami.ti-de.net/>
結 くにがみ HP <http://www.yui-kunigami.com>

国頭村農業委員会からのお知らせ

農地は大切な食料の供給基盤です。耕作放棄地・遊休農地の解消に努めましょう。

農地を売りたい方、買いたい方、農地を貸したい方、借りたい方、農地に関する相談は、地区の農業委員、又は農業委員会事務局へ
※許可を受けないでした売買・賃貸借等はその効力を生じない。

農地を買いたい方、借りたい方への許可の要件は、以下のとおりです。

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 農地のすべてを効率的に利用すること。 | 4 耕作農地が下限面積(4,000㎡)を満たしていること。 |
| 2 法人の場合は農業生産法人であること。 | 5 周辺地域における農地の効率的、総合的な利用の確保
に支障がないこと。 |
| 3 個人の場合は農作業に常時従事すること。 | |

国頭村農業委員会事務局賃借料の目安について

1. 農地の区分(農地の区分は畑の上、中、下、パインアップル栽培農地の4区分とする。)

(イ)畑の上の区域 (9円/㎡年額)

浜、半地、比地、鏡地、奥間、桃原、辺土名の区域で公共投資によりほ場整備がなされていて、灌漑用水が整備されている区域

(ロ)畑の中の区域 (7円/㎡年額)

宇良、伊地、与那、謝敷、佐手、辺野喜、宇嘉、宜名真、辺戸、奥、楚洲、安田、安波の区域で、公共投資によりほ場整備がされている区域。

(ハ)畑の下の区域 (6円/㎡年額)

村全体の区域で主に山間部に農地を所有していて、機械化による規模拡大が困難な区域。

(ニ)パインアップル栽培農地は村全体とする。(6円/㎡年額)

問合せ先 国頭村農業委員会 電話: 41-2101(代表)

村税は納期限内に納めましょう！(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)

納期限の過ぎた村税の納め忘れはありませんか。今一度お確かめのうえ、役場各窓口で納付書の再発行を受け、早めに納めるようお願いします。

納税は国民の義務であり、皆様が納める税金は医療・福祉・教育・環境・治安・社会資本整備などあらゆるサービスに役立てるため、欠かすことのできない貴重な財源となります。

なお、やむを得ない事情があり、納付することが困難な方などについては、納付に関する相談もお受けしますので、役場各担当窓口までおこし下さい。

※村税の滞納が長期または高額になると、延滞金に加算され、更に納め辛くなります。また、税負担の公平性を保つため、滞納処分を実施しなければならなくなり、財産(預貯金・給与・年金・給付金等)差等の処罰を受ける場合もあります。



「忙しくてすっかり村税の納期を忘れてしまった」という方はいませんか？

安心で便利、手続きは簡単な口座振替のご利用を！

◎振替納付をご利用いただくと、納期ごと金融機関に出かける手間もはぶけるのでお勧めです。

【申し込み方法】 あなたの預貯金口座のある金融機関へ、預貯金通帳使用印と納税通知書又は納付書をご持参のうえ、申し込みください。
口座振替前日までに口座残高のご確認をお願いします。

●固定資産税第1期の納付月がわかります

平成27年度は固定資産税評価額の年度にあたるため、第1期の納付月が4月から5月へかわります。
なお、縦覧期間は4月1日から始まります

●固定資産税「相続人代表者指定届」の手続きについて

固定資産(土地・家屋)を所有する納税義務者の方が死亡された時は、相続人の代表の方が納税義務を引き継ぐことになりますので、その手続きが必要となります。

相続人の代表を決めていただき、その届けに基づいて、代表の方に納税通知書等を送付させていただきます。ただし、この手続きは納税通知書等を、死亡された方に代わってその相続人に確実に送付し、納税の管理をして頂くもので、相続の登記(法務局)や相続税(税務署)などとは一切関係ありません。

《税の納付についてのご相談、問い合わせ先》

○住民税・固定資産税・軽自動車税については
国頭村役場 住民課 税務係
電話: 0980-41-5877

○国民健康保険税については
国頭村役場 福祉課 国民健康保険税係
電話: 0980-41-2765

ネコの去勢・避妊手術代補助希望者の募集

NPO法人やんばる舎は、人とやんばるの希少な生物が共生できる環境づくりをめざし、地域でネコが増えすぎないように避妊去勢をすすめる「とり・ねこ基金」を設けました。その結果、県内外から多くの方々のご協力を得て232,672円の金額が集まりましたので、やんばる3村の住民を対象に計21匹分のネコの避妊去勢手術代補助のための募集を行います。(国頭村は7匹分の補助を行います。)

1. 補助について

避妊去勢手術にともなう費用の半額を補助致します。
(手術代+マイクロチップ代)

- ①手術費総額 メス：21,600円 オス：16,400円
- ②飼い主の自己負担額 メス：10,800円 オス：8,200円
- ③指定動物病院：kunjan 動物病院(国頭村)



※基金へは、国頭村、大宜味村、東村の村民をはじめ、村内外の個人や企業からご寄付を頂いております。

2. 応募について

(1) 応募対象

- ①国頭村在住者が飼育しているネコ
(手術前に生後六カ月以上・健康であること)
- ②応募は一世帯につき一匹

(2) 応募期間

平成27年3月23日(月)～平成27年3月27日(金)午後6時迄

(3) 応募方法

下記にFAX・電子メールで応募ください。

- 1. 応募事項：①名前②住所・連絡先電話番号③ネコの性別・年齢・名前

- 2. 応募先：特定非営利活動法人やんばる舎

FAX：0980-44-2577

Email：info@ogimi-museum.org

(4) 補助対象者の発表について

厳正な抽選の上、4月10日までに本人に電話で連絡いたします。

平成26年度 一般コミュニティ助成事業

一般財団法人 自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動の健全な発展を図るために実施している平成26年度一般コミュニティ助成事業を受け、桃原区の遊具を整備しました。内容としては公民館前広場へすべり台・ブランコ・うんてい・シーソー・スプリング遊具の整備となっています。

本事業は宝くじの助成金により整備されたものであり、今後さらなる地域活性化が図られる事になります。



国頭村ブランド牛基盤づくり支援事業について

国頭村ブランド牛基盤づくり支援事業補助金については、地域の和牛生産組合の繁殖生産基盤の拡充、強化を図るため、優良遺伝繁殖素牛を導入する肉用牛繁殖農家に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

- 補助金対象者(※下記の全てに該当しなければならない)
- ・農業協同組合及び農業者の組織する団体(生産組合・農業生産法人など)であること。
- ・国頭村の優良母牛増加による産地基盤を創出する本事業の趣旨に賛同していること。
- ・国頭村内に住所を有する農業者であり、やんばる和牛改良組合国頭支部に属していること。



お問い合わせ先：役場経済課 41-2122

国頭村こども医療費助成

平成26年10月1日より

国頭村こども医療費助成対象年齢が中学卒業までを
高校卒業までに年齢を引き上げました!

つきましては、高校生の保護者の方は、国頭村こども医療費助成金受給資格者証の申請を役場福祉課窓口にて行ってください。

※必要提出書類

- ①学生手帳若しくは在学証明証
- ②本人の健康保険証
- ③保護者の通帳
- ④印鑑

問い合わせ先
国頭村役場・福祉課
(こども医療費助成担当)
TEL: 41-2765(直通)



飲酒運転根絶宣誓書提出式

国頭村区長会による、飲酒運転根絶宣誓書提出式为平成26年12月5日(金)に、大城正人名護警察署長、比嘉恵一名護地区交通安全協会長、宮城久和国頭村長の出席のもと国頭村役場会議室において行いました。この取組は、国頭村内各区において「飲酒運転をしない、させない、許さない」ことを宣誓し署名をいただいた、村民1,060人分の宣誓書を提出し飲酒運転根絶の取組を村民一体となって推進するものです。



オリジナルフレーム切手 「国指定天然記念物ヤンバルクイナ」贈呈式

平成26年12月19日(金)国頭村役場応接室において、日本郵便株式会社沖縄支社石川郵便局長比嘉明男様より、宮城久和国頭村長へオリジナルフレーム切手「国指定天然記念物ヤンバルクイナ」の贈呈が行われました。この切手は、去った平成26年11月1日(土)の安田くいなふれあい公園のグランドオープンを記念して作成され、安田くいなふれあい公園及び名護市以北の郵便局を中心に地域を限定して販売されます。

「国指定天然記念物 ヤンバルクイナ」
オリジナルフレーム切手贈呈式



【那覇地方法務局からの「登記相談の予約制」についてのお願い】

那覇地方法務局の登記相談（不動産登記及び法人登記）は、平成26年10月1日（水）から、予約制により受け付けていますので、登記申請等に関する相談を希望される方は、事前の予約をお願いします。

予約は、電話又は来庁により、以下の各登記所にお申し出ください。

【不動産登記に関する相談】

登記所名	電話番号	所 在
本局	098-854-7950	那覇市樋川1丁目15-15
沖縄支局	098-937-3267	沖縄市知花6-7-5
名護支局	0980-52-2729	名護市字宮里452-3
宮古島支局	0980-72-2639	宮古島市平良字下里1016
石垣支局	0980-82-2004	石垣市字登野城55-4
宜野湾出張所	098-898-9827	宜野湾市伊佐4-1-20

【会社・法人に関する相談】

那覇地方法務局法人登記部門
電話番号 098-854-7950
所在：那覇市樋川1丁目15-15

問合せ先

那覇地方法務局不動産登記部門
電話 (098) 854-7952

日本郵便(株)沖縄支社長杯 第4回パークゴルフ交流大会

「日本郵便(株)沖縄支社・琉球新報社の共催で開催している今大会に、村内から93名が参加、村外14市町村から88名、県外からも4道府県5名、過去最高の総勢186名の参加となった。年齢層も20歳から89歳までと三世代でパークゴルフを楽しんだ。」

【年代別個人戦】

◆59歳以下男子優勝 平良 勇(鏡地)	スコアー/47
◆59歳以下女子優勝 平良 昌子(鏡地)	スコアー/52
◆60歳代男子優勝 稲福 政弘(辺土名)	スコアー/47
◆60歳代女子優勝 賀数 ひろみ(奥間)	スコアー/51
◆70歳代男子優勝 仲村 博(今帰仁村)	スコアー/49
◆70歳代女子優勝 照屋 初枝(半地)	スコアー/50
◆80歳以上男子優勝 大城 盛正(桃源)	スコアー/54
◆80歳以上女子優勝 金城 米子(奥間)	スコアー/63



主 催：沖縄県パークゴルフ協会連合会
期 日：平成27年2月1日(日)
会 場：くにがみ鏡地パークゴルフ場
競技方法：18ホール(パー66)
参加者数：男子(117名)/女子(69名)/合計(186名)

青年就農給付金(経営開始型)事業について

○青年就農給付金(経営開始型)事業は、経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの支援として、年間150万円を最長5年間給付する事業で、次のような要件が必要となります。

給付要件

1. 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満の新規就農者であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
2. 独立・自営就農で青年等就農計画の認定を受けた者であること
3. 経営開始計画が基準に適合していること
4. 人・農地プランに位置づけられていること
5. 生活保護等、国から支給されている事業がないこと
6. 青年新規就農者ネットワークに加入していること

※親からの経営継承等(5年以内)を行う場合も対象である。

【注】詳しい内容については、国頭村経済課(41-2101)にお問い合わせ下さい。

皆さんの大切な農地を預けていただけませんか？

平成26年4月から国の重要施策として農地中間管理機構制度がスタートし、(公益財団法人)沖縄県農業振興公社が農地中間管理機構として指定されております。国及び沖縄県の補助金を基に、農地所有者の皆さんの農地を農地中間管理機構に預けた場合、一定の要件等を満たせば、農地中間管理機構から農地面積に応じた経営転換協力金や耕作者集積協力金等を交付いたします。

【注】詳しい内容については、

沖縄県農業振興公社(098-882-6801)又は国頭村経済課、国頭村農業委員会(TEL41-2101)、お問い合わせ下さい。

平成27年度緑の募金運動

地球温暖化防止のために

緑の募金へのご協力を!!

募金期間 平成27年 2/1~4/30

募金集中期間 平成27年 2/1~2/28

一花と緑の美ら島のためー

公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会

〒901-1105 沖縄県南風原町字新川135番地

TEL 098(987)1644 FAX 098(987)1645

http://www.oki-green.or.jp

沖縄県緑化推進委員会

検索

平成26年度人権啓発活動地方委託事業

「人権の花」開花式

平成26年度「人権の花」開花式を、平成27年2月13日(金)に辺土名小学校において開催しました。去った11月に植え付け式で植えた、パンジーやペゴニヤの花を子どもたちは心をこめて毎日水かけなどをし、思いやりの花を咲かせました。

開花式で、辺土名小学校の仲松辰也校長や宮城久和国頭村長、そして名護市議会議員協議会の松田正一会長らが「人権の花運動を通して学んだ、命の大切さ、相手への思いやり、協力し合う心、友だちを大切にする心、優しい心等を、今後の家庭、地域や学校生活の中で活かしてほしい。」とあいさつ。

次いで行われた児童のあいさつでは、「花を見ると明るい気持ちになる。イジメをしない、イジメをしている人がいたら止める、イジメのない明るい学校にしましょう。」と意見発表。

その後、地域の方に子どもたちが育てた「人権の花」を贈呈。最後に全員で手話ソング「友だちになるために」を合唱しました。

同運動は、児童が協力し合って花など植物を栽培することを通して、命の大切さや相手を思いやるという基本的人権を尊重する精神を養ってもらうことを目的に全国で実施されています。



第52回 国頭村成人式典

平成 27 年 1 月 5 日 (月) に国頭村民ふれあいセンターで行われた第 52 回国頭村成人式典には新成人 49 名が参加しました。

式典ではアフリカを中心に活動している県出身の実業家 金城拓真さんによる記念講演が行われ、新成人者への熱いメッセージを述べて下さいました。

講演中盤からは RBC アナウンサー、箕田和男さんがインタビューとなり対談形式での講演となりました。



場 所 国頭村民ふれあいセンター
期 日 平成 27 年 1 月 5 日 (月)
人 数 対象者 69 名中 49 名の参加

行事予定表 (変更することがありますので、あらかじめご確認ください。)

4 月	
2 木	教職員辞令交付式
7 火	村内小中学校一学期始業式 入学式 (奥)
8 水	入学式 (午前: 奥間・辺土名・佐手・安田 午後: 国頭中学校)
9 木	辺土名幼稚園始業式・乳幼児健康診査
10 金	辺土名幼稚園入園式
15 水	婦人がん検診 (対象地区: 浜・半地・比地・鏡地・奥間・桃原)
17 金	北斗園家族会総会
19 日	国頭村ソフトボール大会 (26日まで)
20 月	婦人がん検診 (対象地区: 辺土名・宇良・伊地・与那・謝敷・佐手)
28 火	辺土名幼稚園 春の遠足

5 月	
1 金	へき地 5 校 春の遠足
3 日	奥ヤンパル鯉のぼりまつり (5/5まで)
8 金	第34回国頭村老人ゲートボール大会
9 土	各字対抗軟式野球大会 (5/10まで 予備日5/17)
13 水	婦人がん検診 (対象地区: 辺野喜・宇嘉・宜名真・辺戸・奥・楚洲・安田・安波) 国頭村民生委員・児童委員パレード
15 金	国頭村子ども育成連絡協議会総会
21 木	国頭村文化協会総会・幼児歯科検診
23 土	第25回やんばる駅伝競走大会 (伊是名村)・ 第12回チーム対抗PG大会 (鏡地)
28 木	国頭村PTA連合会総会・国頭村青少年健全育成連絡協議会総会
30 土	第35回北斗園運動会
31 日	狂犬病予防注射 (浜・与那)

6 月	
6 土	国頭地区中学校夏季総体 (7日まで)
7 木	狂犬病予防注射 (安波・謝敷)
12 金	国頭村学力向上推進委員会総会
14 日	第18回男女なかよしベアーPG大会 (安田)
20 土	国頭村婦人会総会
21 日	国頭村球技大会 (国頭村立総合体育館)
25 木	住民健診 (午前: 鏡地、午後: 半地) 乳幼児健康診査
26 金	住民健診 (奥間)
27 土	国頭村ゴルフ大会
28 日	国頭中学校運動会
29 月	住民健診 (午前: 桃原、午後: 比地)
30 火	住民健診 (午前: 浜、午後: 与那)

保健師だより Vol.18



脈の日 Check Pulse Day

- 日本脳卒中協会と日本不整脈学会
- 3(みゃ)月9(く)日
- 日本記念日協会に登録
- 3月9日から1週間を「心房細動週間」
- 平成27年から市民啓発活動を実施



公益社団法人
日本脳卒中協会
The Japan Stroke Association



JAPANESE
HEART
RHYTHM
SOCIETY

●3月9日は「脈の日」です

平成27年3月から新しく「脈の日」という日が制定されました。日本脳卒中協会と日本不整脈学会は、不整脈の一種である心房細動から生じる脳梗塞を予防するために、「脈の日 (3月9日)」から1週間を「心房細動週間」とすることを提唱し、平成26年度から毎年その期間に心房細動に関する市民啓発活動を実施することを決定しました。

心臓に原因があって、心臓から流れてくる血栓により脳梗塞をきたした場合を心原性脳塞栓症といいます。60歳以上の心原性脳塞栓症の7割が「心房細動 (不整脈)」が原因とされています。60歳を超えると心房細動になる頻度が急激に増加するので、「①心電図検査を受けること」「②脈拍触診や自動血圧計で脈の乱れを自分で確認すること」「③健康診断などで心房細動を指摘された方は決して放置せずに循環器内科を受診すること」で、自覚症状のない心房細動を早期発見し、心臓が原因で起こる脳梗塞を予防しましょう。

●3月は「自殺対策強化月間」です

毎年3月は、自殺者が多くなるため、国では「自殺対策強化月間」と定め、国、都道府県、市町村、関係団体が連携して啓発や相談活動の取組を強化しています。国頭村では、3月9日と3月19日の2日間にわたって、ゲートキーパー養成講座を開催します。

ゲートキーパーとは、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人」のことです。特別な資格ではありません。あなたの身近な人の様子が「いつもと違う」と感じたとき、どのように声かけし、見守っていったらよいのでしょうか。「こころの病気について考えたい」「誰かの力になりたい」と思っている方、家庭・学校・職場・地域で悩みを抱えている人に気づき、見守るための支援について一緒に学んでみませんか？

詳細は各世帯へ配布したチラシをご覧ください。



あなただけかとはなすと安心する。